

神奈川県土地家屋調査士会長及び同政治連盟会長名で「登記の事務・権限等の地方移譲
反対について請願」を神奈川県議会議長宛に提出し、同議会にて採択されましたので、報
告いたします。

平成 2 3 年 1 1 月 4 日
神奈川県土地家屋調査士会
会長 海野 敦郎（印略）

登記の事務・権限等の地方への移譲反対について請願

1. 請願の要旨

神奈川県議会におかれましては、平素より神奈川県民のため県政にご尽力されておりますことに敬意を表しますとともに、土地家屋調査士制度の健全な発展にご理解をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められました。私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではありません。しかし、「法務局が行う事務・権限を地方に移管すること」につきましても、私ども土地家屋調査士の業務は法務局等が行う事務と密接に関係することからその理念の実現を目指すことと反するものであることを知る者として懸念を抱き、請願いたします。

地方自治法第99条の規定による「法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管することについて反対する」意見書を国会並びに関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣官房長官あて）に提出されますよう、お願いをいたします。

2. 請願の理由

(1) 法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかである。よって、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。

(2) 法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移管された場合、地方自治体及びその職員の能力について著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況の格差その他の事情によって能力の格差が生じること懸念される。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならない。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。

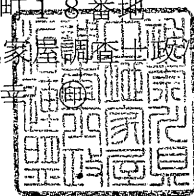
平成23年9月8日

神奈川県議会議長 殿

住所 横浜市西区楠町1-8番地
団体名 神奈川県土地家屋調査士会
代表者 会長 海野敦郎
電話番号 045-312-1177



住所 横浜市西区楠町1-8番地
団体名 神奈川県土地家屋調査士政治連盟
代表者 会長 福本正幸
電話番号 045-312-1136



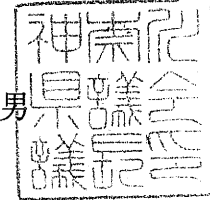
請願陳情第26号

平成23年10月17日

神奈川県土地家屋調査士会

会長 海野敦郎様

神奈川県議会議長 持田文男



請願の審議結果について（通知）

あなた様（ほか（1団体）1人）から、平成23年9月22日提出された請願第7号登記の事務・権限等の地方への移譲反対について請願については、10月14日、議会の議決により採択と決定しましたので通知します。

問い合わせ先

議事課委員会グループ 福島

電話(045)210-1111 内線7546





登記の事務・権限等の地方への移譲に反対する意見書

昨年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、国の出先機関は原則廃止するとの姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲による抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、政府の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、事務・権限仕分けが十分な議論もないまま進められ、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

しかしながら、登記の事務・権限は、国民の権利義務に直結するものであり、全国統一の高い中立性・公正性が求められる。このため、地方がそれぞれの判断で行うのではなく、国の機関である法務局が全国的に統一された基準により直接実施することが適当である。

また、登記の事務には、民法・会社法・民事訴訟法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められる。このため、地方に移譲された場合、地域によって運用に格差が発生することも懸念される。

よって国会及び政府は、法務局が担う登記の事務・権限等を地方への移譲対象としないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月14日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

殿

神奈川県議会議長